

第9-13表 育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-13: Financial support for childcare, including child benefits

	日本	イギリス
種別	児童手当 ¹⁾	児童給付 児童税額控除
根拠法令	児童手当法(1971年)	所得税法(1965年), 地方税法(1950年)
管理運営主体	市区町村(公務員は所属 庁等で実施)	国税庁, 都道府県, 市区町村
財源	国, 地方(都道府県, 市町 村), 事業主拠出金で構 成(国 57.4%, 地方 34.8%, 事業主 7.7%, 2013年度予算ベース)	一般財源
受給(適用)要件	15歳到達後の最初の3月 31日までの間にある児童 を養育している父母, その 他の保護者	(控除対象) 扶養親 族のうち, その年12 月31日現在の年齢 が16歳以上の者
		16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受け ている場合は20歳まで)の子を扶養している 者。 収入が年間で5万ポ ンドを超える所得者を世 帯に含む場合は, 減額 措置あり
給付(控除)内容	(1) 所得制限額未満の 者: 3歳未満は月額1 万5000円, 3歳以上 小学校修了まで(第1 子・第2子)は月額1万 円, 3歳以上小学校 修了まで(第3子以 降)は月額1万5000 円, 中学生は月額1 万円 (2) 所得制限額以上の 者: 当分の間の特例 給付月額5000円 ※ 所得制限額は年収 960万円未満(夫婦・ 児童2人世帯)を基準 に設定, 2012年6月 分から適用	第1子 20.50ポンド/週, 第2子以降 (1人当たり) 13.55ポンド/週 (2014年)
		家族控除 545ポンド/年, 児童加算 (1人当たり) 2,750ポンド/年 (2014年) 障害を持つ児童の場 合はさらに加算あり。
備考	保育料は手当から直接徴 収が可能, 学校給食費等 は本人の同意により手 当から納付することが可 能(いずれも市町村が実 施するかを判断)	

(注) 1) 日本の2010年から実施されていた「子ども手当」は2012年3月31日をもって廃止され, 同年4月から児童手当法に基づく児童手当に戻った。

	ドイツ			フランス	
種別	児童手当	育児追加補助金 (Kinderzuschlag)	児童控除	家族手当	乳幼児迎え入れ 手当の基礎 手当
根拠法令	1996年租 税法62条 及び児童 手当法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典 L521-1～L521-3	社会保障法典 L531-1
管理運営 主体	家族金庫(連邦雇用エージェンシー内に付設)、監督指揮権は、連邦家庭省にある。		税務署	全国家族手当金庫(CNAF)	
財源	一般財源 (連邦:74%, 州・市町村: 26%)			企業の拠出金:43.8%, 一般福祉税 など租税:22.1%, 諸手当に対する 国及び県の負担金:21.9%(全国家 族手当金庫(CNAF)の主な財源, 2012年)	
受給(適 用)要件	18歳未満(失業者は21歳未満, 学生は25歳未満, 障害者は無制限)の子を扶養している者			20歳未満の子を2人 以上扶養している者 (所得制限なし)	2014年3月ま でに生まれた 子を持つ親に ついてはすべ て基本手当が 給付されるが, 2014年4月1日 以降に生まれ た子を持つ親 については, 所得に応じて 制限がある。
給付(控 除)内容	第1子・第2 子は月184 ユーロ, 第 3子は月 190ユーロ, 第4子以降 は1人につ き215ユー ロ(2013年 現在)。	子1人につき月額 140ユーロ。10学 年修了までの児 童生徒に対し, 新学年の学用品 購入用にさらに 年1回(8月)100 ユーロを追加支 払い(2009年8月 より)。	・子1人につき, 夫婦合計 で7,008ユーロ(2013年)。 内訳は月額2,184ユーロ (夫婦の場合4,368ユー ロ)の児童扶養控除と, 年 額1,320ユーロ(夫婦の場 合2,640ユーロ)の「監護・ 養育教育控除」。 ・このほか, 養育にかか った費用については, 2012 年以降, 親子の境遇にか かわらず課税対象から控 除される。	子の年齢や数に応 じて決まる。11歳未 満の子2人の場合, 月額129.35ユーロ (2015年1月1日現 在)	原則, 月額 184.64ユーロ (2015年1月1 日現在)
備考	児童手当か児童扶養控除か有利なほうが適用されるほか, 社会保障上の優遇措置がある。 また, 2歳以下の子を持つ非就業, 不完全就業(週30時間以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可能。			上記以外に様々な家族給付がある ほか, 税制上又は年金上の優遇措 置がある。	

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」, 日本:厚生労働省, 内閣府, 財務省ウェブサイト, イギリス:Gov.uk
ウェブサイト等, ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト, フランス:家族手当金庫
(CAF), 政府公共サービスウェブサイト